

## 1. 国外にわたる職業紹介の実施状況

	国外にわたる職業紹介に係る就職件数（件）			（参考）国内の職業紹介事業に係る就職件数（常用就職）（件）		
	有料（*1）	無料（*2）	特別の法人（*3）	有料	無料	特別の法人
平成24年度	8,535			449,765	45,178	2,533
平成25年度	10,864	4,993	44,986	618,083	39,657	2,232
平成26年度	12,115	6,104	53,127	518,328	38,563	2,695
平成27年度	16,643	6,909	65,551	557,554	38,247	2,070
平成28年度	14,452	8,660	72,825	595,962	37,923	2,443

（\*1）職業安定法第30条第1項の許可を受けて有料の職業紹介事業を行う者。

（\*2）職業安定法第33条第1項の許可を受けて無料の職業紹介事業を行う者。

（\*3）職業安定法第33条の3第1項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者。（例えば、農業協同組合、事業協同組合や商工会議所等）

（注）国外の職業紹介に係る有料・無料の別については平成25年度事業報告以降集計のため、平成24年度については合計値。

## 2. 主な職種（平成28年度就職件数・上位5職種）

	国外にわたる職業紹介			（参考）国内の職業紹介事業の実施状況		
	有料	無料	特別の法人	有料	無料	特別の法人
1	技能実習生 (11,246件)	技能実習生 (8,076件)	技能実習生 (69,792件)	一般事務の職業 (56,799件)	社会福祉の専門的職業 (6,431件)	技能実習生 (1,230件)
2	教育の職業 (1,879件)	金属材料製造、金属加工、金属 溶接・溶断の職業（138件）	農業の職業 (625件)	看護師 (51,070件)	看護師 (4,765件)	農業の職業 (406件)
3	接客・給仕の職業 (337件)	飲食物調理の職業 (124件)	金属材料製造、金属加工、金属 溶接・溶断の職業（452件）	家政婦（夫） (50,775件)	介護サービスの職業 (3,056件)	製品製造・加工処理の職業 (※1)（316件）
4	その他の専門的職業 (214件)	建設の職業（※2） (120件)	製品製造・加工処理の職業 (※1)（409件）	営業の職業 (40,859件)	一般事務の職業 (2,488件)	建設の職業（※2） (74件)
5	製造技術者 (167件)	建設躯体工事の職業 (86件)	建設躯体工事の職業 (340件)	マネキン (29,951件)	機械組立の職業 (1,661件)	機械検査の職業 (60件)

（※1）金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。 （※2）建設躯体工事の職業を除く。

（注）技能実習生を対象とした職業紹介は、平成29年11月1日から技能実習法に基づく監理団体が実施する制度に移行し、職業紹介事業者は経過措置的に事業継続。

## 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

### 1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

### 2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

### 3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

### 4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

### 5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

### 6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

### 7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

### 8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

# 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

## 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

### 1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

### 2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

#### ➤ 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

#### ➤ 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

#### ➤ 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

### 3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

### 4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

#### ➤ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

#### ➤ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

#### ➤ 人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

#### ➤ 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

### 5 制度の運用に関する重要事項

#### ➤ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援

転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

#### ➤ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

#### ➤ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

# 新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子案(イメージ) H30年12月

## 1 新たに設ける省令(2省令)

### ① 契約, 受入れ機関, 支援計画等の基準に関する省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ契約が満たすべき基準(法第2条の5第1項)
  - ・ 報酬額は, 日本人が従事する場合の額と同等以上であること
  - ・ 一時帰国を希望した場合, 休暇を取得させること
  - ・ 外国人が帰国旅費を負担できなければ, 受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずること など
  
- 受入れ機関が満たすべき基準(法第2条の5第3項)
  - ・ 労働, 社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
  - ・ 特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
  - ・ 行方不明者を発生させていないこと
  - ・ 欠格事由(前科, 暴力団関係, 不正行為等)に該当しないこと
  - ・ 労働者派遣をする場合には, 派遣先が上記各基準を満たすこと
  - ・ 保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在がないこと
  - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
  - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等(\*)
  - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること(\*)
  - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(\*) など

(注) 上記のうち\*を付した基準は, 登録支援機関に支援を委託する場合には不要
  
- 支援計画が満たすべき基準等(法第2条の5第6項等)  
※ 基本方針記載の支援の内容を規定

### ② 分野, 技能水準に関する省令

- 受入れ対象分野, 技能水準(法別表第1の2の表の特定技能の項)  
※分野別運用方針を反映させた形で規定  
↳ 2号は建設, 造船・舶用工業のみ

## 2 既存の省令の改正(2省令)

### ① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準(法第7条第1項第2号)
  - ・ 1号特定技能外国人: 業務に必要な技能水準及び日本語能力水準  
(注) 技能実習2号を修了した外国人については試験を免除
  - ・ 2号特定技能外国人: 業務に必要な技能水準
  - ・ 紹介業者等から保証金の徴収等をされていないこと
  - ・ 特定技能外国人が18歳以上であること など

### ② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 受入れ機関の届出事項・手続等(法第19条の18第1項等)
  - ・ 報酬の支払状況や離職者数等
  
- 登録支援機関の登録に関する規定等(法第19条の26第1項等)
  - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等
  - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること など
  
- その他
  - ・ 1号特定技能外国人の在留期間は通算で5年
  - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は,  
1号特定技能外国人 1年, 6か月又は4か月  
2号特定技能外国人 3年, 1年又は6か月 など

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては, 登録支援機関の登録手数料額, 登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

総額211億円（注）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)  
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

## 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
  - 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
  - 全ての人々が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

## 生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
  - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
    - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
    - 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
    - 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
  - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
    - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
    - 外国人材の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービスの改善等
  - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
    - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
    - 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内の多言語化の支援
  - ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
    - 気象庁HP、「Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
    - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
  - ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
    - 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
    - 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
    - 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
  - ④ 住宅確保のための環境整備・支援
    - 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
    - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
  - ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
    - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
    - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
  - ① 日本語教育の充実
    - 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
    - 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
    - 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
    - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
  - ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
    - 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
    - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
    - 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
    - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

【17億円】

【34億円】

## (4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

## (5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

## (6) 適正な労働環境等の確保

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
  - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
  - 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援
  - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
  - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

## (7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

## 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

### (1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

### (2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実

## 新たな在留管理体制の構築

### (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の励行

### (2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

### (3) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。

# 外国人材の受入・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日関係閣僚会議決定) における主な職業紹介事業者関連の記載(抄)

## 3 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組(一部抜粋)

### (1) 悪質な仲介事業者等の排除

#### 【現状認識・課題】

有為な外国人材が安心して我が国を訪れて生活・就労することができるようにするためには、来日しようとする外国人から保証金や違約金を徴収する等の悪質な仲介事業者(ブローカー)等の介在を防止するための措置を講ずることが必要である。

また、職業紹介事業者が外国人に転職を繰り返させることにより、転職先の雇用主からの謝礼金を繰り返し受け取ることも懸念されることから、適切な国内対策を進める必要がある。

#### 【具体的施策】

○ 新たな在留資格について、平成31年から外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国(ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル)との間で、同年3月までに、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、同年4月以降の制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行うほか、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。

○ 技能実習及び特定技能以外の在留資格に基づく外国人の受入れについても、既に政府間文書を交わしている国との間では、相手国において悪質な仲介事業者等に対して厳正な対処がなされるよう、相手国政府への積極的な申入れや平素からの情報交換等を行うほか、文書を交わしていない国との間では、必要に応じてその作成に努める。

○ 法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。

法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。

○ 法務省においては、技能実習生・特定技能外国人等の入国前に、在留資格認定証明書について厳格な審査を実施し、悪質な仲介事業者等の関与が認められた場合には当該技能実習生・特定技能外国人等の入国を許可しないなどの措置を講ずる。

○ 職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため、職業安定法に基づく指針の周知・啓発を行うとともに、違反が認められた場合には厳正に指導する。